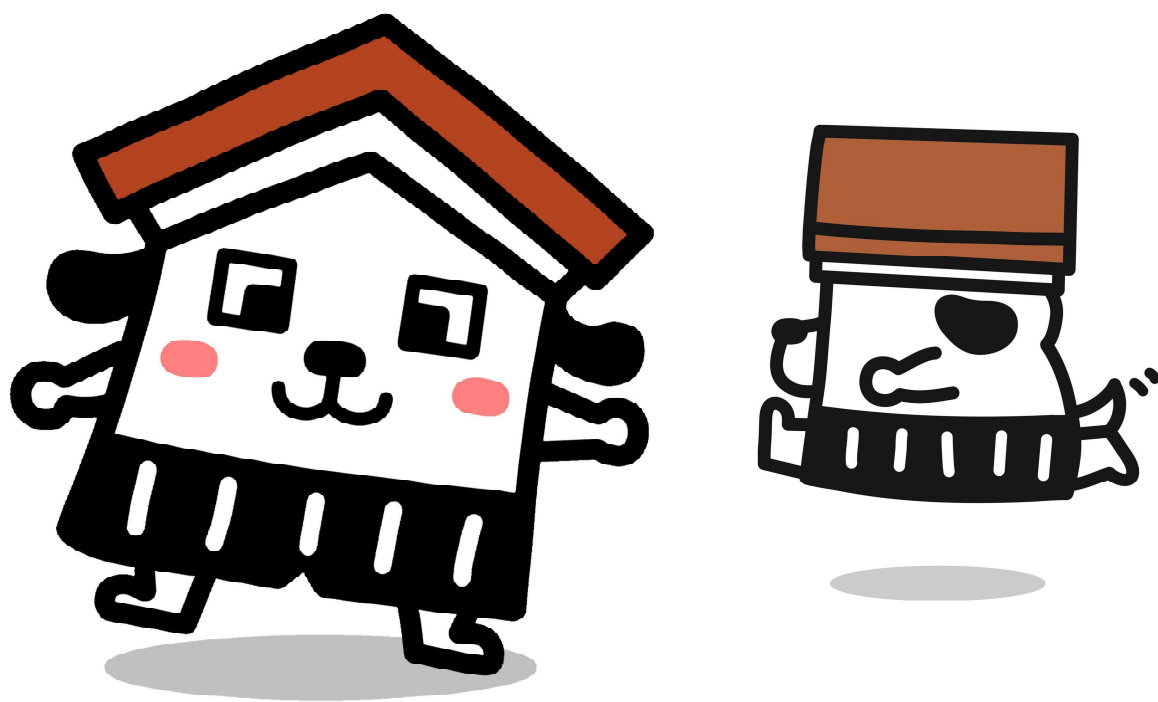


倉吉市いきいき健康・食育推進計画

(令和6年度～令和17年度)



令和6年3月

倉吉市

目 次

第1章	倉吉市いきいき健康・食育推進計画の概要	1
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の期間	3
3	計画の位置づけ	3
4	計画策定の経過	4
5	計画の構成	4
第2章	倉吉市の概況	7
1	人口動態の状況	8
2	市民の健康状況	11
第3章	前計画の目標の達成状況	31
1	改善事項と改善を要する事項	32
第4章	健康づくりの方向性	33
1	健康寿命の延伸	36
2	個人の行動と健康状態の改善	39
	Ⅰ 生活習慣の改善	
	① 栄養・食生活（食育）	40
	② 身体活動・運動	46
	③ 休養・こころの健康	48
	④ 喫煙	51
	⑤ 飲酒	53
	⑥ 歯・口腔の健康	55
	Ⅱ 生活習慣病の発症予防／重症化予防	
	⑦ がん	58
	⑧ 循環器病・糖尿病	61
	⑨ COPD（慢性閉塞性肺疾患）	65
3	社会環境の質の向上	66
4	ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	68
第5章	推進体制	71
1	取組方針	72
2	推進体制	72
3	倉吉市健康づくり推進協議会委員	73
資料編		75

第1章

倉吉市いきいき健康・食育推進計画の概要



くらしのト

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、生活習慣の変化により疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加し、疾病構造が大きく変化してきました。

このような中、国は、全ての世代の国民が共に健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、生活習慣や社会環境の改善を通じて、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸、健康格差の縮小を実現することを目標として、平成 25 年度に 21 世紀における国民健康づくり運動「健康日本 21（第二次）」を掲げました。

本市では、国の動きを踏まえて、平成 25 年度に「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」を策定し、「生活習慣病の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を基本目標として、市民の健康づくりを進めてきました。

平成 29 年度には、国や県の新たな動向を反映した上で、中間評価及び必要な改定を行い、令和 5 年度には「倉吉市いきいき健康・食育推進計画」の終期を迎えるにあたり、掲げてきた目標に関する指標の数値変化と、取り組みを振り返ることにより最終評価を行いました。

本計画は、前計画の最終評価において示された課題等を踏まえた上で、国が「健康日本 21（第三次）」において掲げる『全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現』というビジョン実現のため、「個人の行動と健康状態の改善」「社会環境の質の向上」「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」を推進することで『健康寿命の延伸』を図ることを目標としています。



2 計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和17年度（2035年度）を最終年度とする12ヵ年計画とします。

また、計画の評価は、令和11年度（2029年度）を目途に、中間評価を行い、必要に応じて見直しを行います。よって、本計画の目標値は令和11年度の目標値として示しています。

3 計画の位置づけ

本計画は、「倉吉市総合計画」を上位計画とし、倉吉市における健康増進に係る施策を総合的にとらえた部門別計画に位置づけられるものです（別紙参照）。

また、本計画は、健康増進法、食育基本法^(※1)に基づく市町村行動計画に位置づけられるものです。

なお、自殺対策基本法の一部を改正する法律が、平成28年4月1日に施行され、市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、自殺対策についての計画を定めることとなったことから、本計画は、自殺対策基本法^(※2)に基づく、本市の自死対策計画を包含した計画としました。

(※1) 健康増進法(平成14年法律第103号)第8条第2項に基づく「健康の増進の推進に関する施策についての計画(市町村健康増進計画)」

・食育基本法(平成17年法律第63号)第18条第1項に基づく「食育の推進に関する施策についての計画(食育推進計画)」

(※2) 自殺対策基本法(平成18年法律第85号)第13条第2項に基づく「自殺対策についての計画(市町村自殺対策計画)」

4 計画策定の経過

(1) 倉吉市健康づくり推進協議会での審査

健康づくりに関係する機関や地区組織等の代表で構成される「倉吉市健康づくり推進協議会」において、有識者の声を反映した内容の計画としてとりまとめます。また、この協議会は計画の推進と進捗状況の確認、評価を行います。

(2) 健康づくりに関するアンケート調査

対象者	5歳児・小学5年生・中学2年生・高校2年生・20歳から各年代ごと
調査方法	郵送による配布及び回収
回答者数	691人(43.2%)
調査期間	令和4年3月11日から3月25日まで

5 計画の構成

前計画（平成25年度～令和5年度）の最終評価から見えてくる課題を整理し、国の「健康日本21（第三次）」及び県の「鳥取県健康づくり文化創造プラン（第四次）」の構成も参考にした上で、本計画は、（1）の基本目標を達成するため、（2）の1）～3）の3項目の柱で構成しています。

(1) 基本目標

『健康寿命の延伸』

(2) 区分

1) 個人の行動と健康状態の改善

I 生活習慣の改善 **【一次予防対策】**

- ① 栄養・食生活
- ② 身体活動・運動
- ③ 休養・こころの健康
- ④ 喫煙
- ⑤ 飲酒
- ⑥ 歯・口腔の健康

II 生活習慣病の発症予防／重症化予防 **【生活習慣病対策】**

- ⑦ がん
- ⑧ 循環器病・糖尿病
- ⑨ COPD（慢性閉塞性肺疾患）

2) 社会環境の質の向上

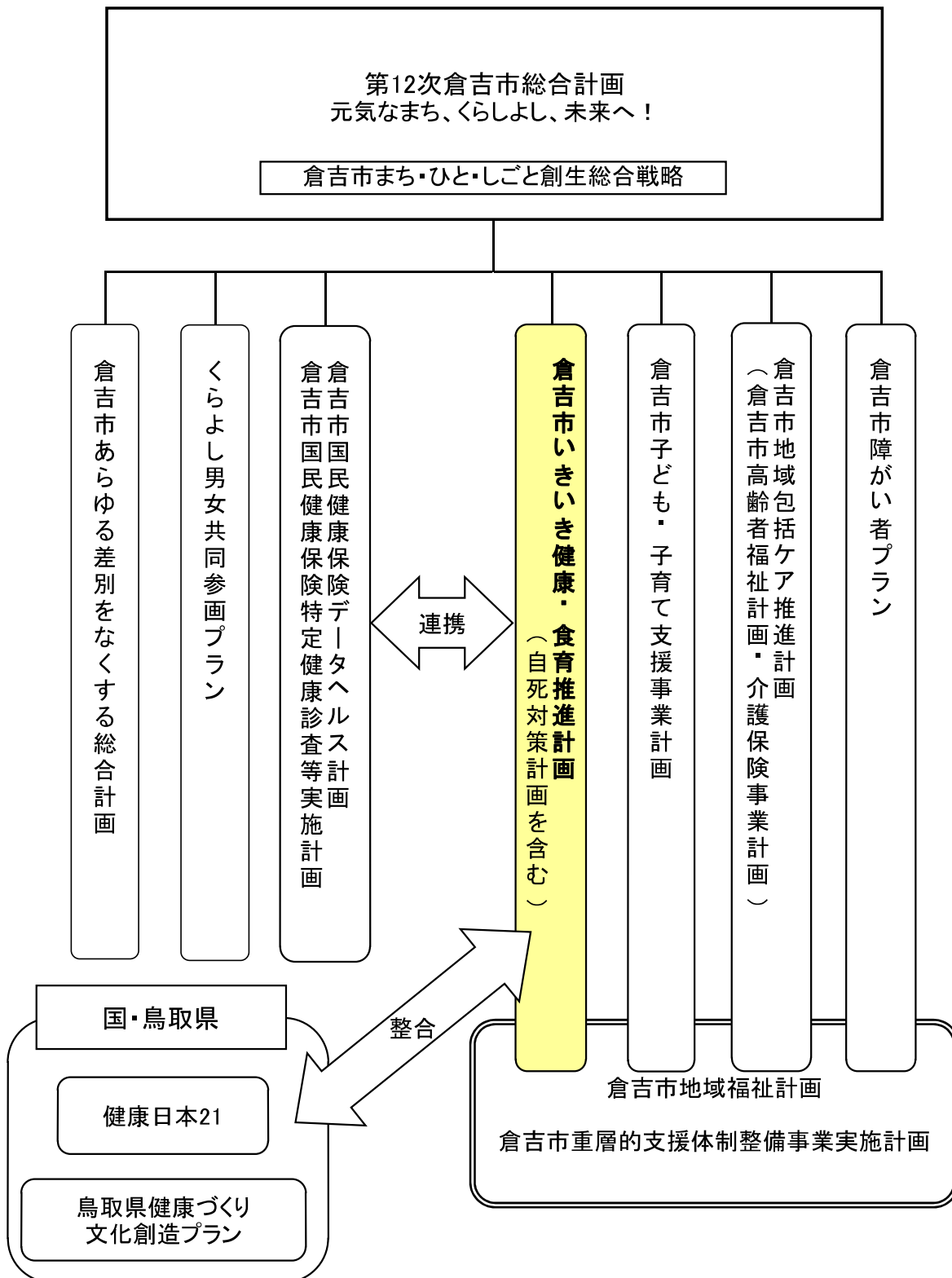
- ① 健康づくりを支える環境

3) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

- ① ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり



● 計画の位置づけ



本計画は、第12次倉吉市総合計画の基本目標2「誰もが自分らしく生きることのできる共生のまちづくり【健康・福祉・人権】」の分野の基本計画として位置づけます。また、地域の福祉全般にわたる計画である「倉吉市地域福祉計画」をはじめ、福祉分野の関連計画と整合性を図りながら計画を策定しています。

また、国の「健康日本21」や鳥取県の計画である「鳥取県健康づくり文化創造プラン」とも整合性を図りながら計画を策定しています。